

第5章 整備基本計画

保存・活用整備の基本方針を基に計画対象範囲における整備計画を示す。整備事業の期間を令和3年度から令和7年度までの5か年とし、史跡公園として公開する上で必要となる調査・整備等を示す。事業期間が5年間と短いことから、設計から整備へスムーズに移行するため、より具体的な実施計画を示すものとする。

第1節 地区区分および地区別整備方針

計画対象範囲を遺構の性格や保存状況、土地所有や利用状況から、墳丘地区と周濠地区、外堤地区の3つに区分する(図5-1)。地区ごとの整備方針を定めるため、地区の概要と保存もしくは活用を目的とした整備を行う上での課題を表5-1に整理する。

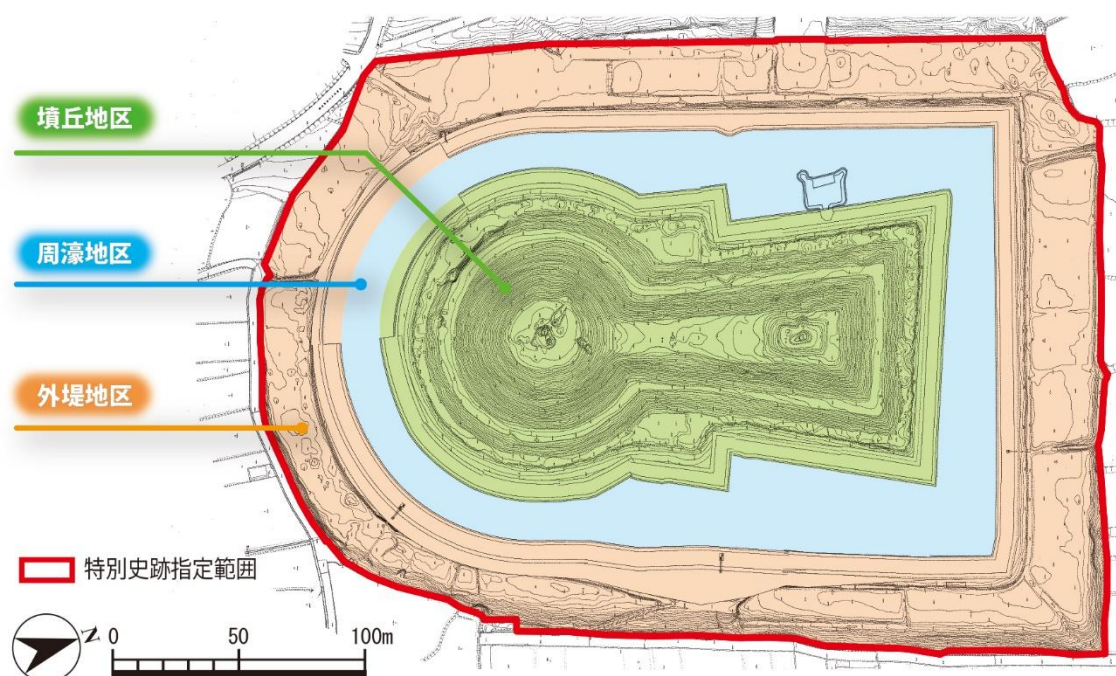


図5-1 地区区分図 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

表5-1 地区概要

| 地区名 | 地区概要 |
|------|--|
| 墳丘地区 | 東向きの傾斜(地形)を利用して構築された三段築成の前方後円墳で、馬見古墳群において最大級の規模を誇る。全て町有地であり、墳丘一段目裾の浸食に対して平成12年度から発掘調査と護岸整備を計画的に進めてきた。墳丘二段目および三段目の発掘調査はこれまで行われていない。大正12年の実測調査時は後円部に2基ある石室の一部を確認することができたが、現状は土砂が堆積して窪地になっている。この時の調査報告書には前方部の方形壇にも石室の存在が記されている。一段目のテラスには浚渫土を盛り上げた土塊が残されている。また、後円部 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>には史跡指定後も土地所有者が居住していた時の構造物が残置され、二段目裾が大きく削平されたままとなっている。墳丘上には巨木化したクスノキやスギやヒノキといった針葉樹が多くみられる。クスノキに限らず全体的に樹木が密生し、大きく生育しているものが多数あることから、外堤部から墳丘形態を理解することができない。墳丘内の維持管理(草刈り・枯木の撤去ほか)は、年に6回程度行われている。</p> |
| <p>周濠地区</p> | <p>墳丘を巡る盾形の周濠で満々と水を湛えている。全て民有地であり、灌漑用溜池として利用している時は築造当時と比べて水位がかなり高い。護岸整備にともない水面積が狭くなることから、貯水量を維持するため濠底に堆積していた土砂を撤去した。平成12年度から開始した護岸整備の実施期間中も灌漑用溜池としての機能を維持するため、仮締め切りを設置して工区毎に整備を進めてきた。維持管理作業を行う際は仮締め切りを利用して墳丘に渡っている。当面は灌漑用溜池として利用していく。</p> |
| <p>外堤地区</p> | <p>平成元年度に追加指定された範囲で、周濠に沿って外堤部を巡ることができる。全て町有地で、墳丘地区と同様に外堤裾の浸食に対して平成12年度から発掘調査と護岸整備を計画的に進めてきた。南西隅で県道132号河合・大和高田線と接している。北面および西面で県立馬見丘陵公園に面していることから、公園側の高所に視点場を設けている。南西部分にはサクラが生育しているが、樹勢が衰えているものが多い。南側は竹藪となり、北側の両端と東側は樹林地が残り、周濠を挟んで墳丘と一体的な風致景観を形成している。西側は馬見丘陵公園との高低差があるものの、ひらけた土地が続いている。</p> |

地区ごとに整備方針を設定し、具現化するための手段として保存と活用を目的とした主な整備内容を次頁に示す。

墳丘地区

これまでの護岸整備により墳丘一段目裾の浸食防止対策が概ね完了している。今後は二段目以降を対象に遺構の保存環境を維持・改善していくとともに、墳丘形態が良好に遺存する本史跡の特徴を活かし果山古墳が有する価値の顕在化を図る。

<保存を目的とした整備>

- ・後門部頂上および方形壇頂上にある窪地は、雨水が溜まりやすく石室の保存環境に影響を及ぼすおそれがあることから、周辺地形に合わせて埋め戻しを行う。
- ・墳丘上に生育する樹木や地被類は、雨水による表土の流出防止に役立っていることから、今後も存置していく。ただし、根の伸長により遺構の保存に影響及ぼしているものは伐採する。

<活用を目的とした整備>

- ・一段目テラスの土塊(浚渫土)や倒木・枯木は遺構に影響しない範囲で除去する。
- ・墳丘上に生育している樹木を伐採・剪定して、部分的に墳丘形態が外堤部および指定地周辺から理解できるようにする。

周濠地区

これまでの護岸整備により濠底に堆積した土砂の除去が完了している。築造当時と比べて水位が上昇しているものの、当面は灌漑用溜池として利用していくことから、維持管理に必要な施設を兼ね備えた上で必要な水量を確保する。また、水面に映り込む墳丘の倒景は、果山古墳において象徴的なものであり、周辺からの土砂流入防止や滞水防止等の水質改善により風致景観を維持する。

<保存を目的とした整備>

- ・墳丘地区の保存環境を良好に維持(管理)していくため、管理用通路(金属製の歩道橋)を設ける。
- ・計画対象範囲に降った雨水を積極的に濠へ流入させるなど、滞水状態を避けることで水質浄化を図る。

<活用を目的とした整備>

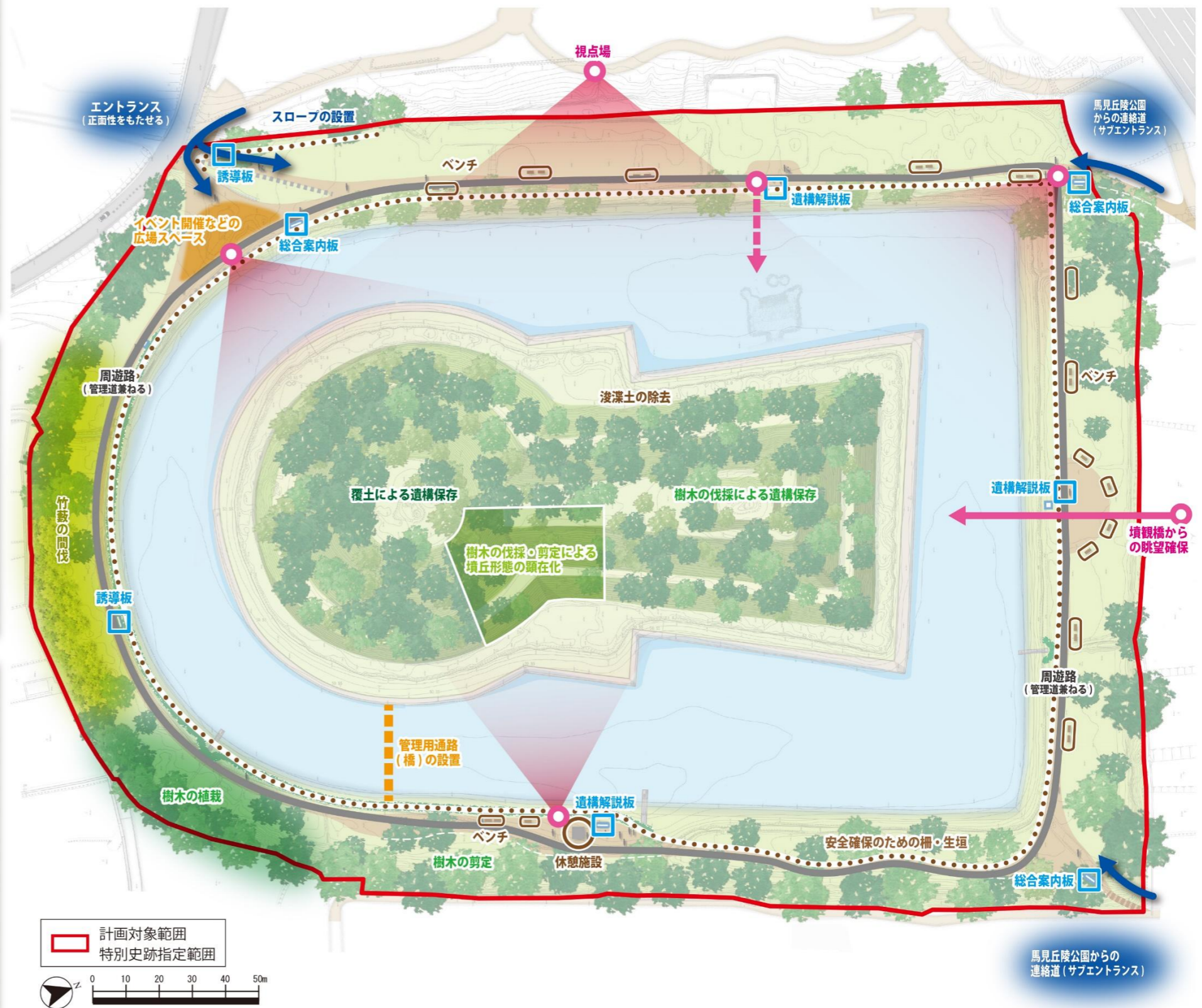
- ・管理用通路はイベント時に利用可能な仕様(構造)とする。

外堤地区

これまでの護岸整備により外堤裾の浸食防止対策が概ね完了している。今後は墳丘形態や規模、発掘調査により検出した出島状遺構等を解説するサイン、周遊可能な園路やベンチといった史跡公園としての公開に必要な整備を中心に行う。また、隣接する竹取公園や県営馬見丘陵公園との有機的な連携を図る上で必要な諸施設の整備を行う。

<活用を目的とした整備>

- ・南西隅(竹取公園側)を史跡公園の正面入口と位置づけ、周濠の近くに広場を設け総合案内板を配置する。
- ・馬見丘陵公園との一体的な利用を図るため、北側に公園間を繋ぐ出入口を設ける。
- ・計画地内に駐車場と便所は設けず、奈良県との理解と協力を得て馬見丘陵公園および竹取公園内にある施設を一体的に利用する。来訪者には施設位置をホームページや総合案内板等にて周知する。
- ・果山古墳が有する価値について小学生が理解できる解説施設を設置する。
- ・水面への転落防止措置やバリアフリー化といった来訪者の安心・安全を確保する。
- ・風致景観を維持していくため、樹木の剪定や間伐を行う。
- ・南側に広がる竹藪は、間伐を行い竹林として維持する。



[出典：平成9年度測量図を加工して作成]

図5-2 整備概念図

第2節 墳丘地区整備計画

(1) 遺構保存計画

①復旧の区分

活用整備事業は、保存と活用のバランスを図った計画とするが、前提として遺構の保存を原則とする。維持管理により遺構の保存環境を良好に保ち、き損やその危険性がある場合は、適切な復旧を施し遺構を保存していく。

文化庁文化財部記念物課の監修により出版された『史跡等整備のてびき』（平成17年〈2005〉）によると「遺構の復旧」とは、き損または衰亡する前の状態に戻す措置を指し「遺構保存」と「修復」に区分される。本項では「遺構保存」について取り上げ、「修復」については次項にて言及する。

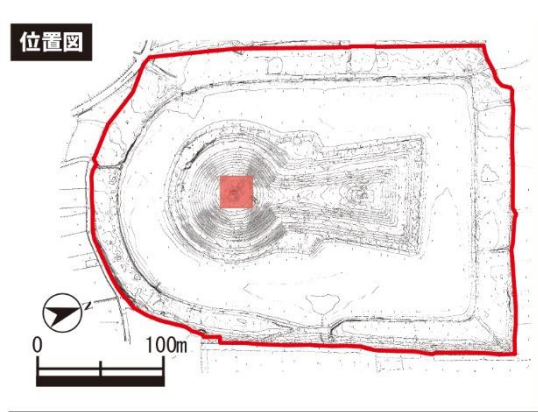
表5-2 巢山古墳において想定される復旧の措置区分

| 大区分 | 細区分 | 内 容 |
|------|---------|---|
| 遺構保存 | 保存処理 | 遺構を構成している石室や埴輪、葺石等の劣化および風化、破損に対して、進行速度の抑制や進行を防止するための処理を施すこと。 |
| | 保存環境の改善 | 石室の破損や崩壊、封土の破損等の原因を除去・制御するため、覆土保存や排水処理、伐採や除根等により保存の条件を良好に整えること。 |
| 修 復 | 保存修理 | 削平された地形や土砂流出による改変箇所を盛土にて、き損する前の状況に復すること。 |
| | 復元修理 | 発掘調査成果に基づき地形を修復するとともに、葺石や埴輪を整備して旧規の状態に復すること。 |

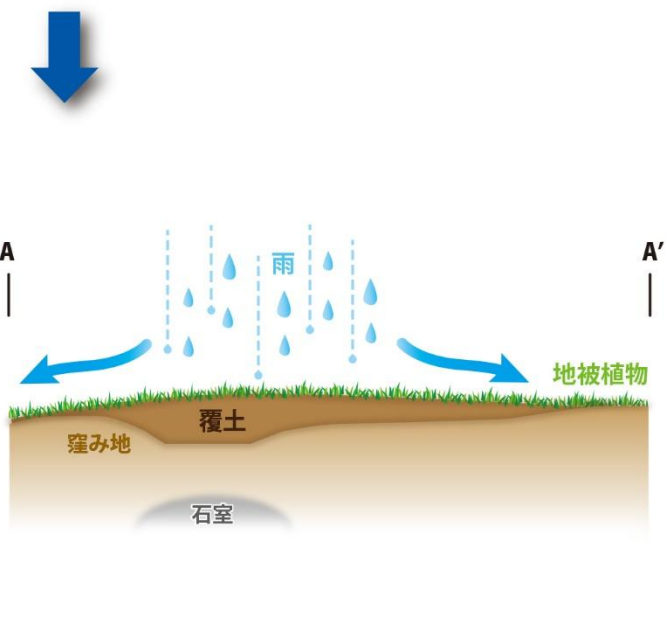
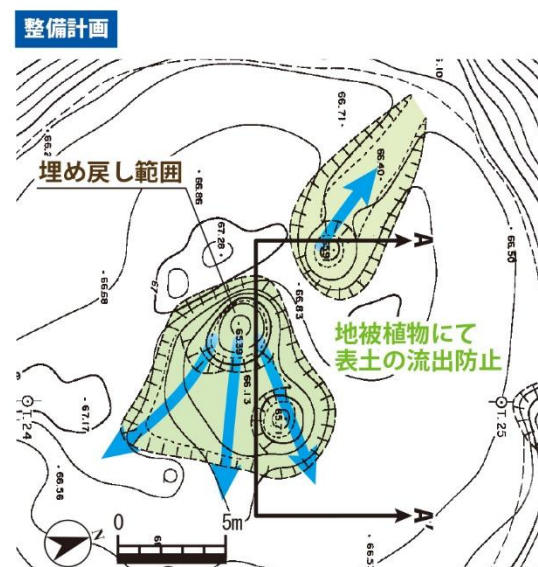
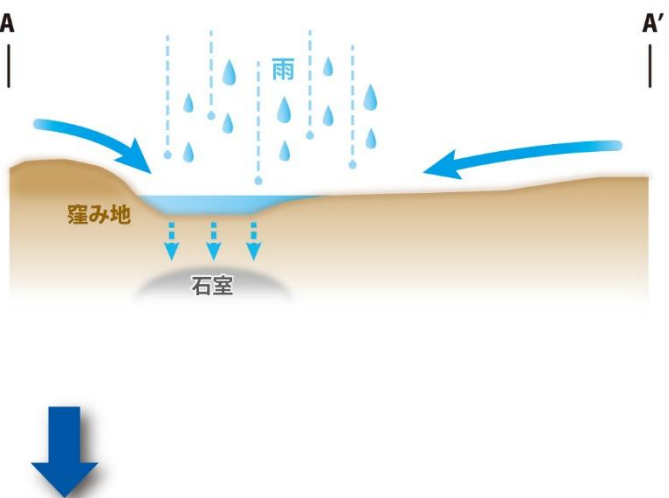
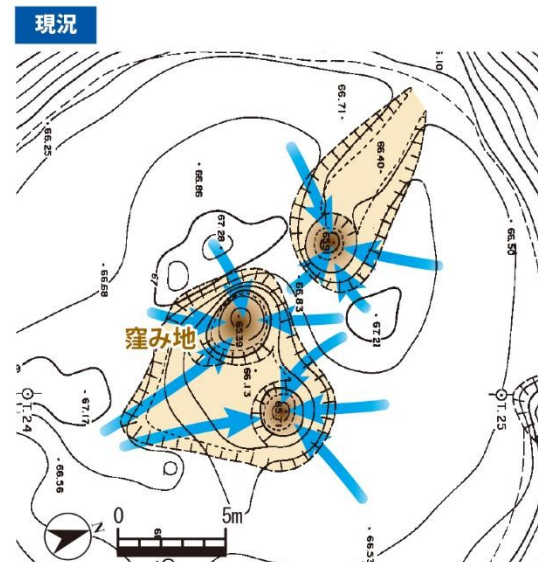
なお、保存・活用整備の基本方針で定めたように、遺構は露出展示せず覆土保存を基本とする。よって、今回の整備事業にて保存処理が必要な要素はなく、保存環境の改善に絞ったものとする。

②覆土保存

残置された盗掘時の掘削土を用いて窪地(盗掘痕)を埋め戻し、雨水の流入を防止する。埋め戻す際は、地下にある石室に対してあまり負荷を与えないためにも、機械は用いず人力にて締め固めを行う。そのため盛土部分の沈下を見込んで余盛りしておく。近接する樹木については、根の伸張具合から取り扱いを検討する。雨水による表土の流出を避けるため、生分解性の植生シートを張って在来地被植物(テイカカズラ・ベニシダ)の回復を促す。



広陵町担当職員は、覆土保存を行う前にレーダー探査にて、石室の位置や規模を把握する。また、埋め戻しに使用する掘削土に遺物の混入がみられないか確認するとともに、将来の復旧に備えて窪地(盗掘痕)に堆積した土砂の厚みを記録しておく。



[出典：平成9年度測量図を加工して作成]

図5-3 後円部頂上における遺構保存の整備イメージ

③墳丘上に生育する樹木の取り扱い

墳丘上に生育している樹木については、植林されたと考えられるスギおよびヒノキ、巨木に成長したクスノキ、さらに樹洞ができたものや樹勢が衰え倒木する危険性のあるものを優先的に伐採していくことで遺構の保存環境を維持・改善する。

地被植物が生育していない範囲については、樹木は皆伐せず間伐や強剪定にとどめ、テイカカズラやベニシダによる表土の安定化を図った上で残りを伐採する。時間を要するが段階的な対応により表土の洗掘防止を図る。

伐採後の除根は行わず残置し、ある程度腐朽した段階で遺構に影響が生じない範囲で除去し埋め戻しを行う。事業完了後も維持管理の中で伐採を続けていく必要があることから、樹木の分布や生長具合から樹木管理計画を事業期間中に定めておく。

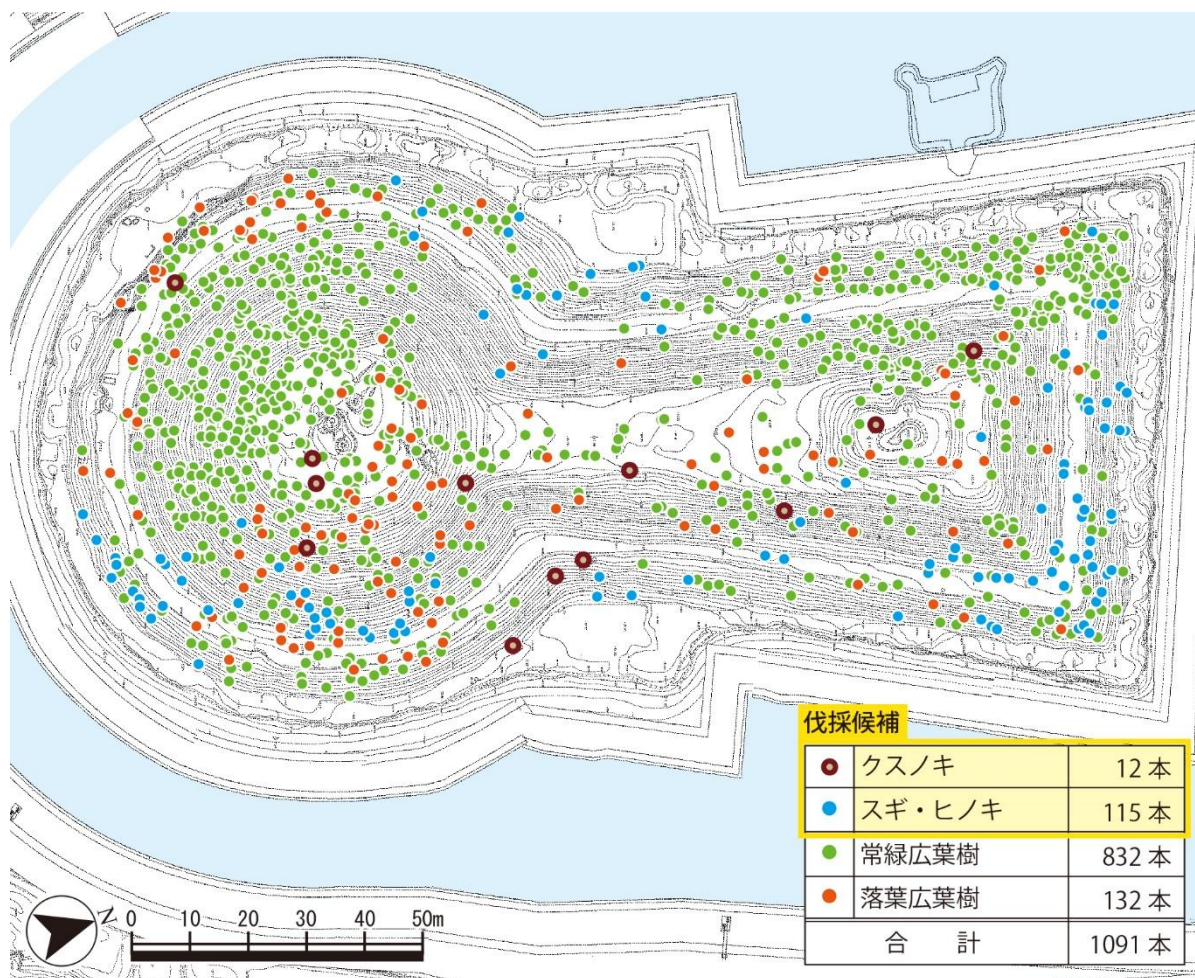


図 5-4 伐採箇所図

[出典：平成9年度測量図を加工して作成]

(2) 遺構修復計画

一段目のテラス上に残された浚渫土は、広陵町担当職員立ち会いのもと除去する。

(3) 遺構表示計画

計画地の西側に位置する馬見丘陵公園の視点場は、外堤部より一段高い位置にあることから、古墳全体を俯瞰することができる。来訪者は古墳の規模を理解することができるものの、墳丘上には数多くの樹木が生育していることから、墳丘形態までを理解することは難しい。

そこで、馬見丘陵公園と反対側になるが、東側くびれ部の樹木を伐採・剪定して顕在化を図る。この部分は、生育している樹木が少ない上に遺構保存の観点から巨木化したクスノキを伐採する予定としている。墳丘の保存に影響を及ぼさない範囲で樹木を伐採・剪定し、くびれ部の構造が理解できるようにする。なお、伐採することで雨水が直接法面に降り注ぐことから、遺構保存計画にて言及した段階的な伐採、もしくは伐採作業に合わせて表土の流出防止措置を実施する。



図 5-5 東側くびれ部の顕在化イメージ

(4) 修景計画

一段目および二段目のテラス上にある倒木や枯木などの景観阻害要素は撤去する。住居跡周辺のかまどや井戸などは、撤去時における遺構面への影響を考えると、現状でとくに目立つものではないことから当面は残置しておく。

第3節 周濠地区整備計画

(1) 仮締め切りの撤去

墳丘地区整備計画にてまとめた整備を実施する上で、資材の搬入や発生材の搬出時に仮締め切りを利用する。工事用の作業道として利用する仮締め切りは墳丘地区の整備が完了するまで残しておく。利用しないものは緊急保存措置にて順次撤去し、周濠の水質改善を図る。

(2) 管理用通路の設置

墳丘を適切に保存するとともに、歴史的風致を維持していくための管理が必要であることから、周濠部に管理用通路を設ける。管理用通路はメインエントランスおよび馬見丘陵公園の視点場から見えない位置とし、管理施設であることが誰にでもわかるように金属製とする。普段は通路部分の足場板を撤去して、墳丘内への立ち入りを禁止する。管理作業を行う際に足場板を設置することから橋の構造は簡易なものとするが、研究者やイベント開催などで町民が利用することも想定しておく。



図 5-6 管理用通路の設置箇所

第4節 外堤地区整備計画

(1) 動線計画

①計画対象地までのアクセス

巢山古墳は、平成12年度から開始した緊急保存措置以降、安全面から来訪者の立ち入りを制限してきた。その間、奈良県営馬見丘陵公園の整備が進むとともに、次年度からは竹取公園を中心とした新たな賑わいを創出するまちづくりが計画されている。そのため、巢山古墳に至るまでのアクセスに必要な施設整備は、近隣にある公園等と連携して一体的に進めていく。

竹取公園や馬見丘陵公園は、最寄りの駅から距離があることから、車で来訪を想定して大容量の駐車場を兼ね備えている。巢山古墳についても来訪者の大多数が車を利用すると考えられるが、既に計画地周辺には駐車場が幾つかあることから、本事業にて新たに整備することはせず、近隣の駐車場から巢山古墳までを誘導するサインを適宜設置する。また、馬見丘陵公園を訪れた人が、巢山古墳まで足を伸ばすことができるように連絡路を設ける。

公共交通機関によるアクセスとして、巢山古墳の南約170mの距離に奈良交通のバス停(竹取公園東)があり、近鉄大和高田駅間を毎時1本運行している。バスの運行本数は少ないものの、遠方から電車とバスを乗り継いで来訪することも可能であり、バス停からの誘導も合わせて行う。

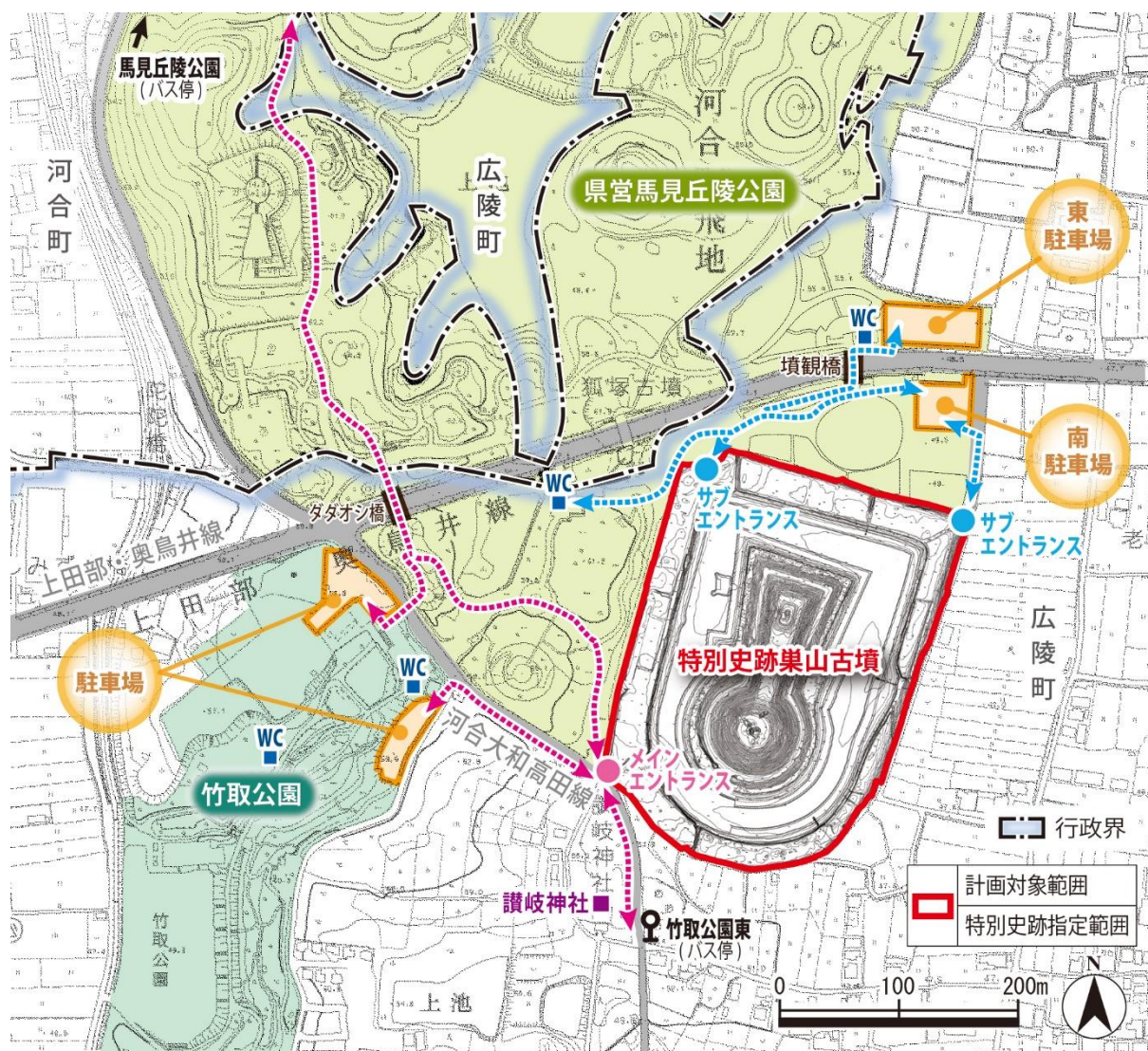


図5-7 計画対象地へのアクセス

[出典：都市計画図を加工して作成]

②計画対象範囲内の動線

計画対象範囲への出入り口を3か所設ける。南西隅の県道132号河合大和高田線と接する部分をメインエントランスと位置づけ、広場と総合案内板等を配置する。この出入り口は馬見丘陵公園との共有エントランスとし、公園間を直接行き来するだけでなく車椅子でも利用可能な仕様とする。北側には東西2か所の出入り口(サブエントランス)を設ける。西側は馬見丘陵公園南・東駐車場から延びる園路を分岐して接続する。東側は南駐車場と結ぶ園路を新たに設ける。

外堤部には3か所の出入り口を結び、周濠を巡ることができる園路を設ける。周遊路は、幅員を3mとして景観に配慮した舗装材を選ぶとともに、管理車両の通行可能な構造とする。園路沿いには案内・解説施設や便益施設等の活用上必要な施設を適宜配置していく。



自然色舗装の整備事例

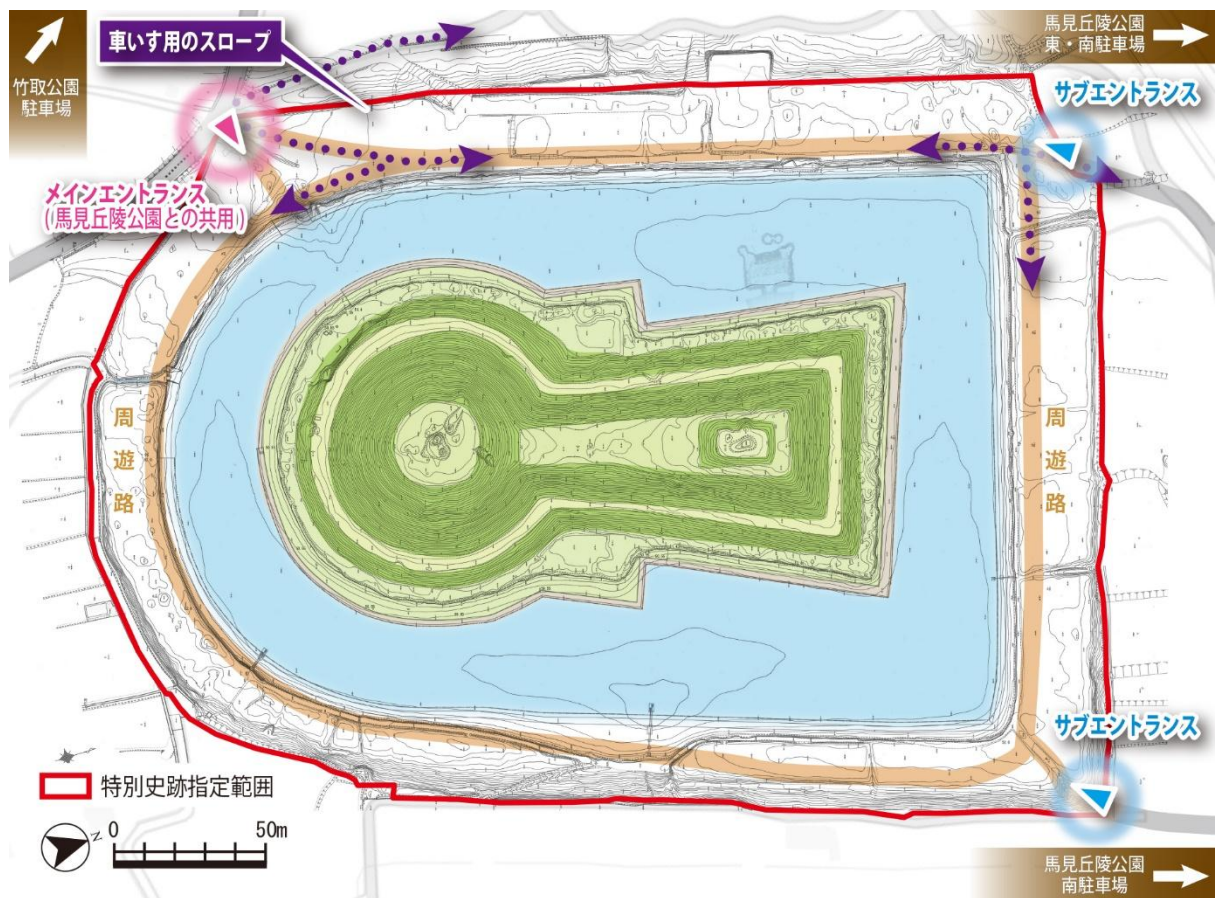


図 5-8 計画地の動線計画 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

(2) 整地・雨水排水計画

外堤部については、メインエントランス周辺を除いて地形の大きな改変は行わず、不陸整正や周濠に向かって雨水排水勾配を付ける程度とする。メインエントランスには車椅子が利用可能な園路(スロープ)を設けることから、出入口から北に向かって緩やかに擦り付ける。仮置きしている浚渫土の一部は外堤部の整地に利用し、余った浚渫土は場外にて適切に処分する。

周濠の水は計画地南西から流入して、一定の水位に達すると、南側の排水路から抜けていく。護岸整備後の水面積が約22,700㎡あり、平均水位が1mとすると、水量は22,700tとなる。水田に水を引き込む際は外堤部の北と東、南東にある3つの樋門から池の水を供給している。流入路と排水路の位置が近いことから、灌漑にて水を抜く時以外は、周濠の北側と東側が滞水状態になってしまう。

外堤部は内側(周濠)に向かって雨水排水勾配を設け、雨水を濠に流下させる。外堤部に降った雨水を流入させることで、濠の水に動きをつけ水質浄化を図る。外堤部分は、西側縁辺部を除いて維持管理の負担軽減の観点から、可能な限り水路や柵といった雨水排水施設を設けず、表面排水を基本とする。西側縁辺部は、馬見丘陵公園側から雨水が流れてくることから、法裾に水路を設け、外堤部を横断して周濠に流下する。

通常時の排水は、これまでと同様に南側の排水路から場外に流下させることから、水路を改修するとともに園路横断部に蓋を掛ける。

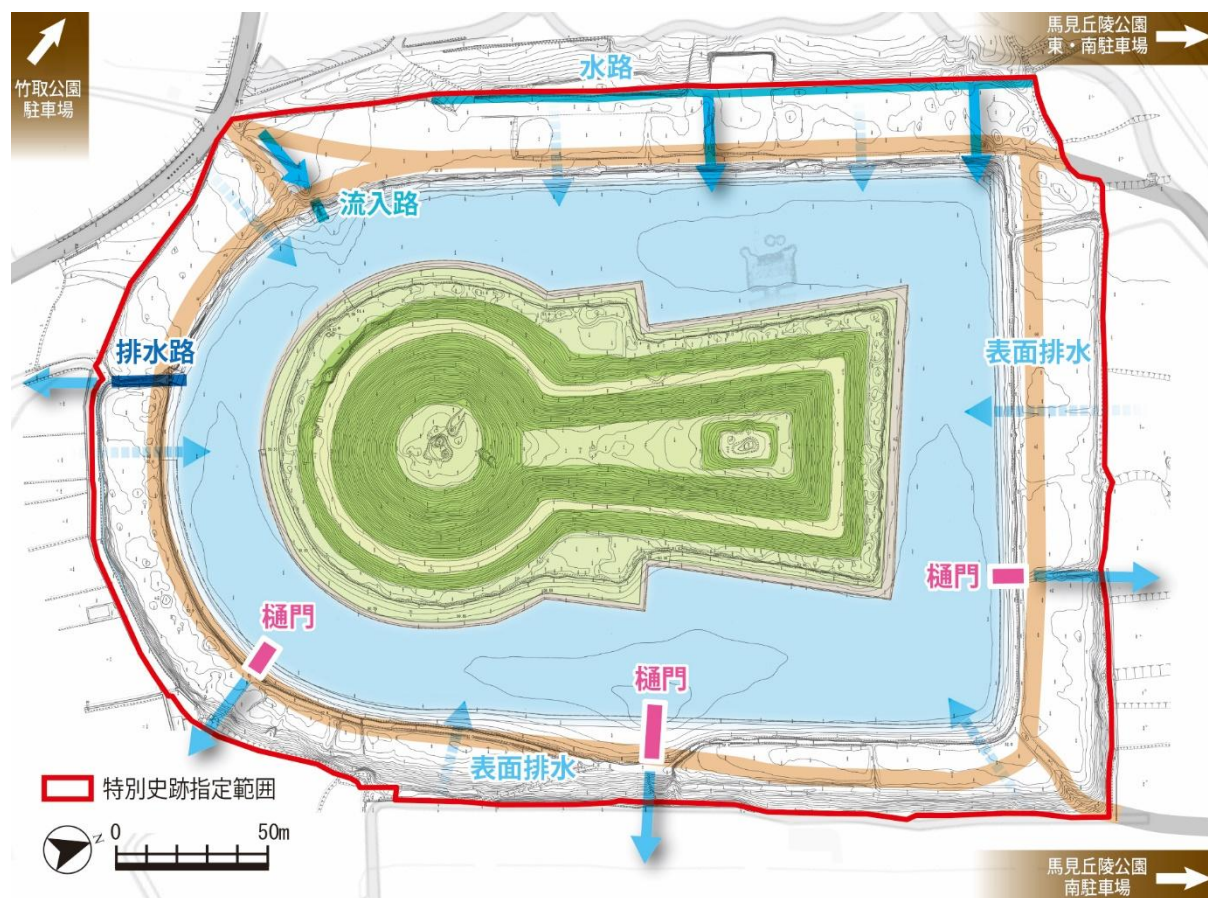


図 5-9 計画地の雨水排水計画 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

(3) 案内・解説施設整備計画

3か所設けるエントランスに総合案内板を配置し、メインエントランスと位置付ける南西部分には園銘板を設置する。この他にも出島状遺構や顕在化する東側くびれ部等を説明するための解説板を配置する。また、周濠に沿って整備する園路沿いに適宜誘導サインを配置する。各種サインの意匠は、先行している馬見丘陵公園との一体的な利用を考え、既設施設に合わせるものとする。

出島状遺構の前面部分には、解説スポットとして解説板の他に遺構の幅を表現した広場を設け、VRによる検出遺構の詳しい解説を検討する。前方部中央の前面部分には、後円部頂上の規模を示した広場を設け、巢山古墳の規模や形態にスポットをあてた解説を行う。

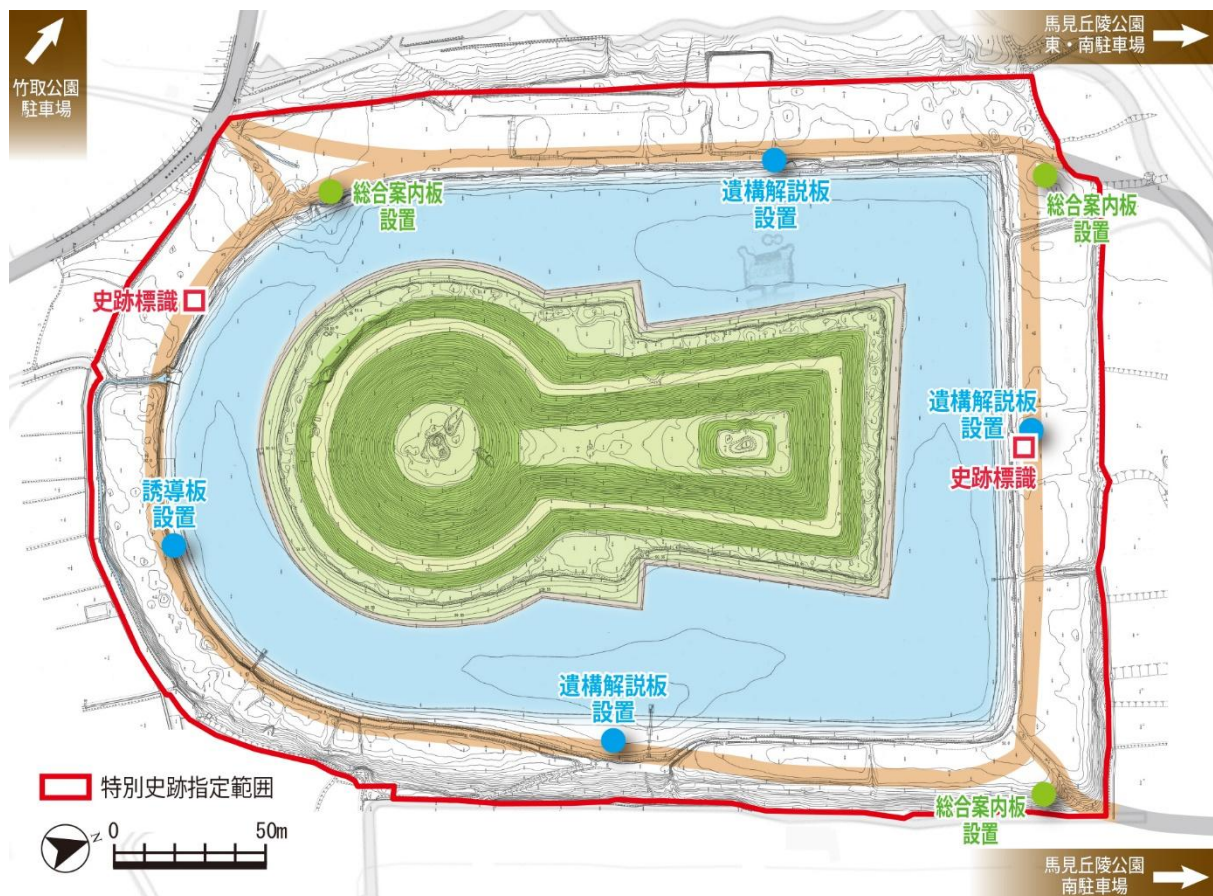


図 5-10 案内・解説施設整備箇所



図 5-11 出島状遺構 VR導入イメージ



馬見丘陵公園の各種サイン(左から全体解説板・解説板・誘導板)

(4) 管理施設・便益施設整備計画

①管理施設

計画地は、車だけでなく自転車やオートバイの進入を禁止とすることから、3か所のエントランスには車止めを設置する。ただし、メインエントランスだけは管理車両が進入できるように可動式の構造とする。

周濠への転落防止措置として、来訪者の利用頻度や周濠と園路の距離に応じて写真に示す3パターンを使い分ける。正面広場と出島状遺構の解説スポットは、利用頻度が高いと想定して、金属製の柵を設け来訪者の安全を確実なものとする。そのほか周濠から近い位置に園路を整備する区間は生垣を連続させる。周濠からある程度距離がある区間はロープ柵とする(図5-13)。

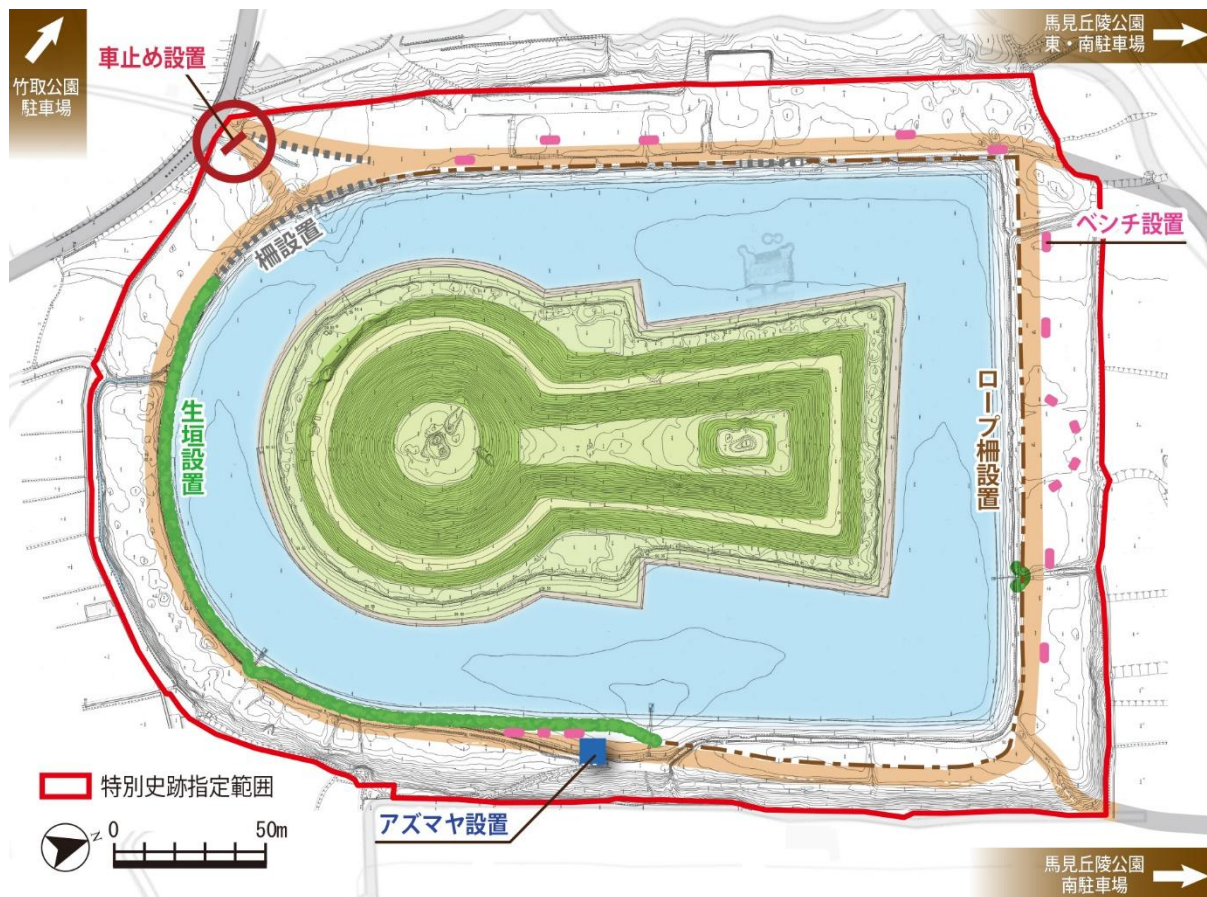


図 5-12 管理・便益施設整備箇所 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

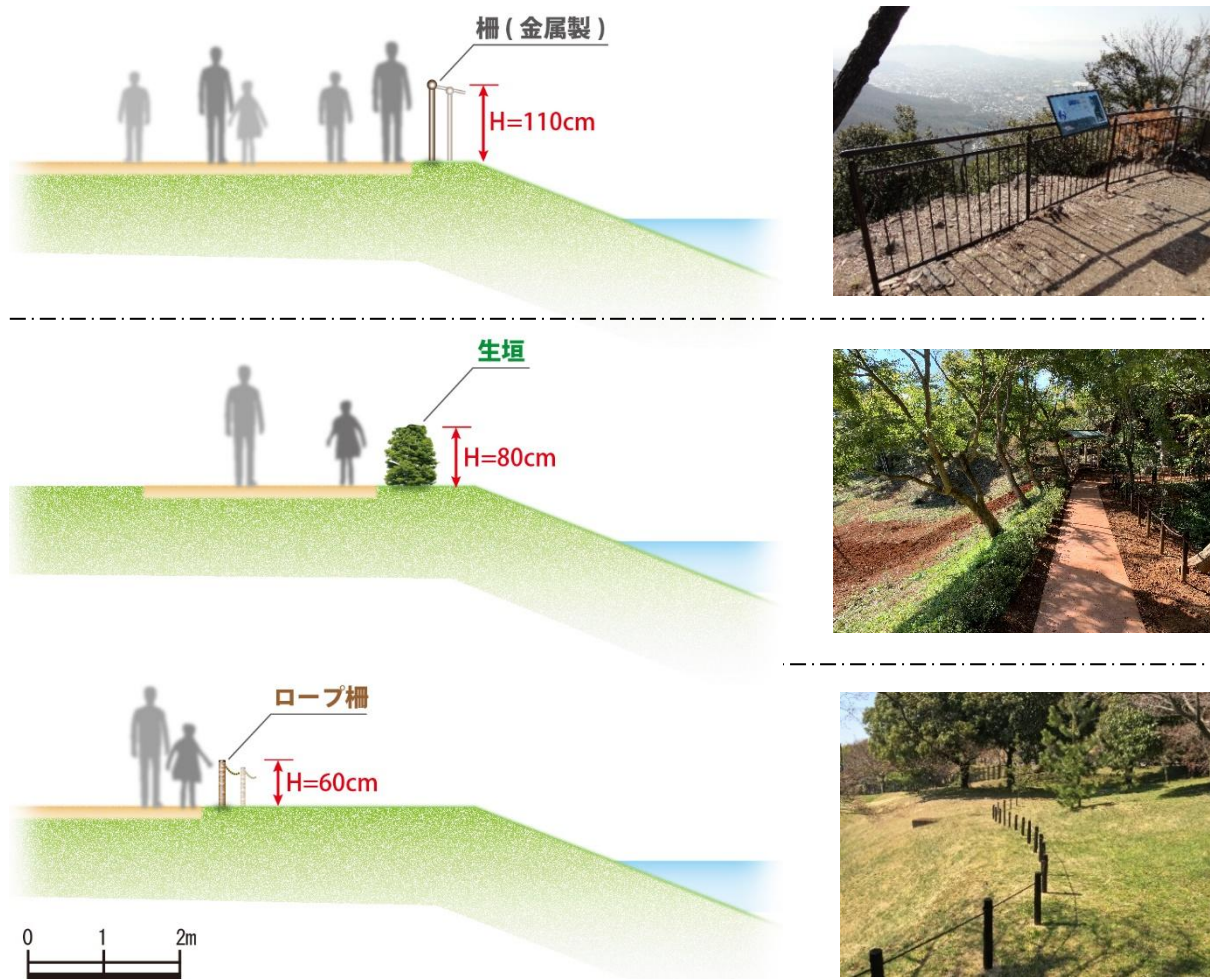


図 5-13 管理施設(立ち入り禁止措置)の整備事例(上から金属製の柵・生垣・ロープ柵)

② 便益施設

外堤部を1周すると約1kmになることから、西側と北側を中心にベンチを設置する。また、近年多発する集中豪雨や夏場の気温上昇が著しいことから、アズマヤを外堤部の東側に設け来訪者が安心して利用できるようにする。いずれも園路(西側は遺構表示部分)の脇に設け、車椅子の利用を想定してバリアフリー化する。



図 5-14 車椅子の利用を想定したアズマヤ(名勝旧大乘院庭園)

(5) 修景・植栽整備計画

外堤部の南側から北側にかけては、水面を挟んで木々に覆われた墳丘部分と一体的な風致景観を構成していることから、遺構の保存を前提とした上で既存木を可能な限り活かした整備とする。

外堤部に生育している樹木は、形姿不良や樹勢の衰えたものが多く、伐採(間伐)や剪定による樹勢の回復を試みるなど生育環境の改善を図る。中高木の植栽は外堤部の南東部を基本とし、人止めや樋門の修景用として周濠近くに低木植栽を行う。

外堤部南側の竹藪は間伐して竹林として管理していく。竹林として良好に維持していくためには、事業完了後も定期的の間伐を行い密度や生育範囲をコントロールしていく。管理による生育範囲の拡大を防止が難しいと判断される場合は、防竹シートの埋設を検討する。

計画対象地西側の馬見丘陵公園からは、古墳全体を俯瞰することができるように、支障となる樹木を伐採(間伐)、剪定する。墳観橋からも墳丘全体が見えるように同様の措置を講じる。

墳丘の外堤部に3基ある樋門は、構造上地下埋設できないことから、前述したとおり周囲に常緑樹を植栽して修景を図る。



植栽による構造物の修景事例

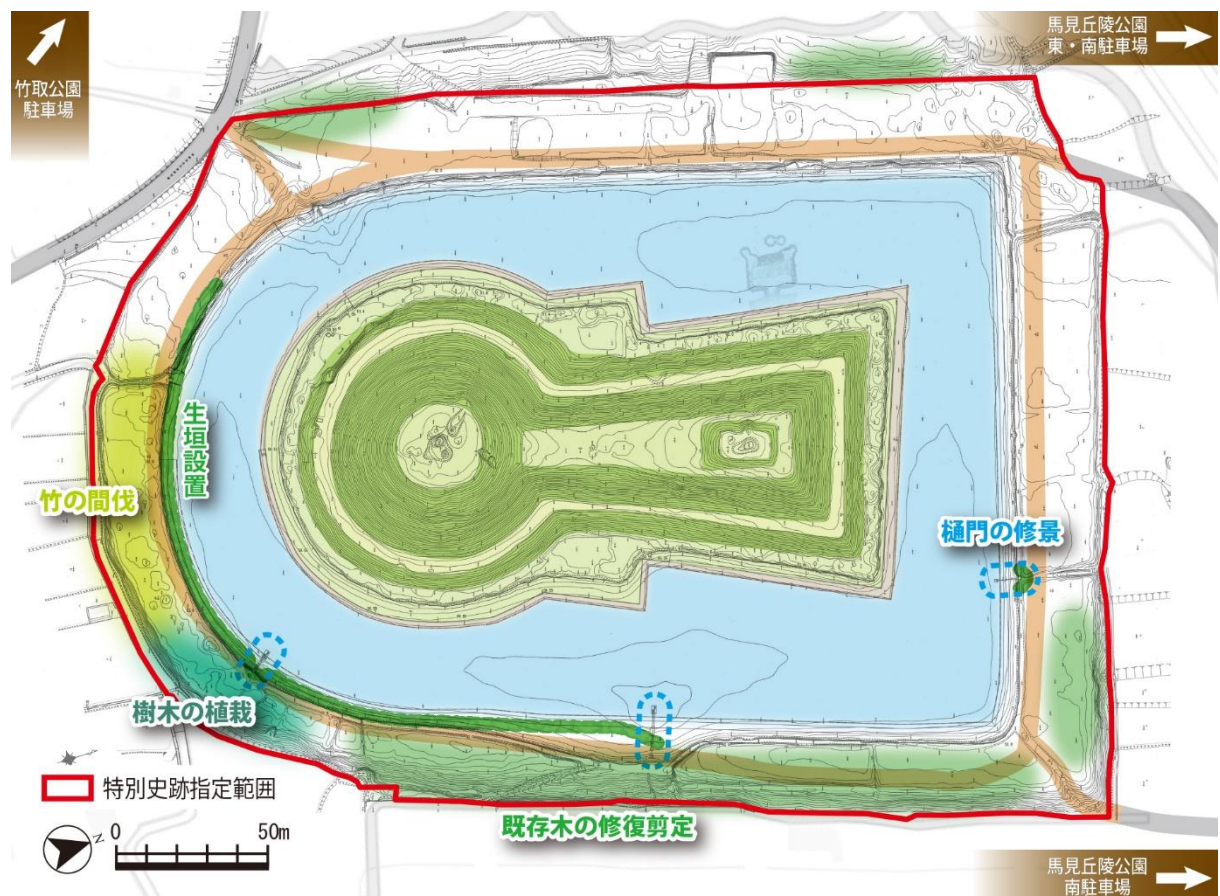


図 5-15 植栽・修景整備箇所 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

第5節 各種調査計画

事業期間が5か年と短期間であることから基本設計は行わず、実施設計を行う上で必要となる外堤部の地形測量および毎木調査を早期に実施する。地形測量は現地地形を把握するために必要となるもので、図面の縮尺は1/200として、コンタの間隔を20cmとする。毎木調査は、幹周り20cm以上の樹木を対象とし、位置および樹種、規格(高さ、幹周、樹冠)を調査して、先に作成する地形図にプロットする。タケについては群として生育している範囲を図面に示す。外堤部の樹木は、間伐や形姿不良な樹木の剪定を行う計画としていることから、施工数量や工事費を算出する上でも必要な調査となる。

整地や施設整備において掘削が生じる場合は、予め試掘を行い遺構への影響がないことを確認する。部分的な調査となることから、検出遺構の性格を明らかにしていくことは難しいものの、将来の大規模な再整備を行う上での基礎資料とする。

第6節 公開・活用計画

(1) 整備事業期間中における活用

事業期間中の発掘調査は、施設整備にともなう掘削作業が遺構に影響しないことを確認することであり、現場説明会を行う予定はない。工事期間中は安全面から工事関係者以外を史跡指定地に入れることは難しい。そこで、各年度の工事着手前もしくは後に墳丘の限定公開を行う。墳丘地区の整備が完了するまでは、仮締め切りの一部を残置することから、撤去するまでの間を通路として利用する。

町民自らの手によって史跡公園の整備に携わることで愛着が沸き、文化財に対する意識も変化していく。例えば転落防止措置として護岸近くに植栽する低木の植え付け作業を町民参加のもと実施する。以後の管理(水やりや施肥、剪定)についても、町民の理解と協力を得る中で良好に維持していく。

(2) 供用開始後の活用

通常は墳丘地区への立ち入りを制限することから、期間を限定して一般来訪者に公開し、三段築成からなる巢山古墳の構造を間近で見学することで、より深く理解してもらう。また、町内の小学校や中学校の校外学習の場として利用してもらい、地域の歴史に触れることで郷土愛の醸成に繋げる。墳丘地区までは管理用に設置した橋を利用する。

巨大な墳丘を様々な角度から見学してもらうため、外堤部に周遊路を設けることから、地域住民や学生に散策やジョギングコースとして利用してもらう。町主催によるジョギング大会の開催を検討し、幅広い町民の参加を募るとともに、町内外に対して巢山古墳の知名度向上に繋げる。

(3) ガイダンス施設

巢山古墳のガイダンス機能を有する広陵町文化財保存センターは、建物の耐震補強が必要な状況であることから、第4次広陵町総合計画の政策目標である「歴史資料館の整備」の早期実現に向け、関係各位との協議を継続していく。

第7節 管理・運営計画

緊急保存措置の実施期間中は、安全確保の観点から史跡指定範囲への立ち入りを制限しているため、墳丘を間近に見学することができない状態が続いている。このような状況においても、管理団体である広陵町は特別史跡としての風致の維持に努めてきた。

外堤部の草刈りはシルバー人材センターに年3回依頼し、墳丘部分は広陵古文化会の理解と協力を得て、毎年6回程度の草刈りや倒木処理を実施している。令和3年度から事業を開始するにあたって、外堤部の草刈りは事業完了後の供用開始まで休止し、墳丘部分は整備工事での伐採や剪定作業が完了した後に再開する。

整備事業では活用上必要な施設を整備・設置していくことから、これまで以上の管理項目や水準、頻度が求められる。史跡公園として供用開始後も広陵町担当課が主体となり、町民に対して清掃活動を呼びかけ、常に一定の水準にて指定地を良好に維持していく。

第8節 事業計画

平成12年度(2000)から開始した緊急保存措置が令和4年度(2022)に完了することから、整備の事業期間を短期間にして史跡公園としての供用開始を急ぐこととする。事業期間は、竹取公園周辺地区の開発スケジュールに合わせて、令和3年度から令和7年度までの5か年とする。この5年間を短期整備事業と位置づけ、遺構の保存だけでなく、墳丘形態の顕在化や来訪者の安心安全確保といった活用を目的とした整備も実施していく。

墳丘部分の学術調査や今回存置する樹木の取り扱い等については、中長期事業にて対応するものとする。短期事業完了後に実施内容を評価し、課題を整理した上で事業の実施内容や実施時期を検討する。

短期事業計画の1・2年目は、緊急保存措置(護岸整備や残土処分ほか)と重なることから、墳丘地区の整備を主に行う。外堤部の地形測量と毎木調査、残工事の実施設計は2年目に行い、3年目以降は整地・雨水排水施設整備や動線整備に続いて、管理施設整備、案内・解説施設等の施設整備を順次進めていく。

最終年度は緊急保存措置の整備内容を含めて整備工事報告書を刊行する。なお、緊急保存措置が完了する令和4年度以降も巢山古墳整備検討委員会を継続し、事業内容について意見・指導を受けていくこととする。

表 5-3 事業計画表

| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | |
|-----------|---------|---------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|
| 調査 | 地形測量 | | 外堤地区 ▶ | | | | |
| | 毎木調査 | | 外堤地区 ▶ | | | | |
| 設計 監理 | 実施設計 | 墳丘地区 (覆土保存) ▶ | 墳丘・周濠・ 外堤地区 ▶ | | | | |
| | 施工監理 | 墳丘地区 (覆土保存) ▶ | 墳丘地区 ▶ | 周濠・外堤地区 ▶ | 外堤地区 ▶ | 外堤地区 ▶ | |
| 整備 | 墳丘地区 | 遺構保存 | 覆土保存 ▶ | 樹木の伐採 ▶ | | | |
| | | 遺構修復 | | ▶ | | | |
| | | 遺構表示 | | 樹木の剪定 ▶ | | | |
| | 周濠地区 | 仮締め切り撤去 | | ▶ | ▶ | | |
| | | 管理用通路設置 | | | ▶ | | |
| | 外堤地区 | 動線整備 | | | | ▶ | |
| | | 雨水排水施設整備 | | | ▶ | | |
| | | 案内・解説施設整備 | | | | | ▶ |
| | | 管理施設整備 | | | | ▶ | |
| | | 便益施設整備 | | | | | ▶ |
| | 修景・植栽整備 | | | ▶ | | | |
| 史跡整備検討委員会 | | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | ▶ | |
| 整備工事報告書 | | | | | | ▶ | |

